

# 新居浜工業高等専門学校次世代型技術者（人財）育成プロジェクト内部評価委員会規程

平成29年 9 月29日規程第 4 号

## （設置）

第 1 条 次世代型技術者（人財）育成プロジェクトを適切に実行するため、新居浜工業高等専門学校に次世代型技術者（人財）育成プロジェクト内部評価委員会（以下「内部評価委員会」という。）を置く。

## （審議事項）

第 2 条 内部評価委員会は、プロジェクトの取組に関して、学生に対する教育効果及び地域の活性化への寄与等について評価を行い、その評価結果を次年度の活動計画に反映させる。

## （組織）

第 3 条 内部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）校長
  - （2）副校長（総務企画担当）
  - （3）副校長（評価担当）
  - （4）教務主事
  - （5）高度技術教育研究センター長
  - （6）エンジニアリングデザイン教育センター長
- （委員長）

第 4 条 内部評価委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、内部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、副校長（総務企画担当）が、その職務を代行する。

## （任期等）

第 5 条 第 3 条に掲げる委員の任期は、平成31年 3 月31日までとする。

- 2 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員以外の者の出席）

第 6 条 内部評価委員会が必要と認めたときは、内部評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

## （事務）

第 7 条 内部評価委員会の事務は、総務課において処理する。

## （雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は内部評価委員会が別に定める。

## 附 則（平成29年 9 月29日 制定）

- 1 この規程は、平成29年10月 2 日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年 3 月31日限り、その効力を失う。